

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 2 月 19 日（火）第2882号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|-------------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定予定（2件） | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定 | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 | （介護福祉課取扱い） | 3 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 | （介護福祉課取扱い） | 3 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 | （介護福祉課取扱い） | 3 |
| ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（8件） | （水産振興課取扱い） | 3 |
| ○農業振興地域の区域の変更 | （農村振興課取扱い） | 6 |

公 告

- | | | |
|----------------------------------|------------|---|
| ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 | （商工政策課取扱い） | 6 |
| ○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 | （商工政策課取扱い） | 7 |

公 安 委 員 会 告 示

- | | | |
|---------------|------------|---|
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活環境課取扱い） | 7 |
|---------------|------------|---|

告 示

鹿児島県告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市吹上町与倉字柗木迫2380番1, 2380番3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第149号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市東市来町養母字犬木屋段17834番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第150号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和28年 5 月 2 日鹿児島県告示（保指）第 3 号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第151号

平成25年 1 月 18 日鹿児島県告示第32号（以下「告示第32号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を肝付町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
上菌菊春	肝属郡肝付町岸良字小森1711番69	告示第32号の変更後の指定施業要件のとおりに
戸柱行義	肝属郡肝付町岸良字小森1711番85	
戸柱孝則	肝属郡肝付町岸良字小森1711番96	
戸柱休助	肝属郡肝付町岸良字小森1713番22から1713番24まで	

鹿児島県告示第152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年2月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
老人デイサービスセンター愛	指宿市開聞十町1311番地	有限会社敬徳	指宿市開聞十町1330-1	徳永 恭子	平成24年9月1日	通所介護
デイサービスセンター皆田のさと	日置市東市来町湯田4648番地	医療法人博悠会	鹿児島市樋之口町3番7号	中村哲三郎	平成25年3月1日	通所介護

鹿児島県告示第153号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年2月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所敬愛	霧島市横川町上ノ3380番地4	株式会社敬愛	霧島市横川町上ノ3380番地4	大谷 康夫	平成25年2月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第154号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年2月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
老人デイサービスセンター愛	指宿市開聞十町1311番地	有限会社敬徳	指宿市開聞十町1330-1	徳永 恭子	平成24年9月1日	介護予防通所介護
デイサービスセンター皆田のさと	日置市東市来町湯田4648番地	医療法人博悠会	鹿児島市樋之口町3番7号	中村哲三郎	平成25年3月1日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第155号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月19日から同年3月5日まで甑島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
薩摩川内市鹿島町藺牟田1587番地 小村昌治
薩摩川内市鹿島町藺牟田1158番地2 橋野光成

- 薩摩川内市鹿島町藺牟田3088番地の1 小村春樹
- 2 加入区
鹿島加入区
 - 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
甌島漁業協同組合

鹿児島県告示第156号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月19日から同年3月5日まで加世田漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
南さつま市加世田小湊8271番地2 阿久根金也
南さつま市加世田小湊8273番地 福島満嘉
南さつま市加世田小湊8221番地 阿久根英作
- 2 加入区
加世田加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
加世田漁業協同組合

鹿児島県告示第157号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月19日から同年3月5日まで南さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
南さつま市坊津町久志2046番地 原政人
南さつま市坊津町久志6623番地 有馬利美
南さつま市坊津町久志4342番地 桑原英雄
- 2 加入区
久志加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
南さつま漁業協同組合

鹿児島県告示第158号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月19日から同年3月5日まで志布志漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
志布志市志布志町志布志二丁目19番6号 岩下忍

志布志市有明町野井倉8219番地 1 稲森藤一郎

志布志市有明町野井倉8304番地 69 松川幸一

2 加入区

志布志加入区

3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

志布志漁業協同組合

鹿児島県告示第159号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年 2 月 19 日から同年 3 月 5 日までかいゑい漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 発起人の住所及び氏名

南九州市穎娃町別府5104番地 1 平峰久雄

指宿市開聞川尻5749番地 中村勇一

指宿市開聞十町4127番地 1 濱崎健児

2 加入区

かいゑい加入区

3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

かいゑい漁業協同組合

鹿児島県告示第160号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年 2 月 19 日から同年 3 月 5 日まで東町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 発起人の住所及び氏名

出水郡長島町諸浦1741番地 長元信男

出水郡長島町浦底888番地 30 濱口高吉

出水郡長島町獅子島3105番地 3 倉田米盛

2 加入区

東加入区

3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

東町漁業協同組合

鹿児島県告示第161号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年 2 月 19 日から同年 3 月 5 日までおおすみ岬漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 発起人の住所及び氏名

肝属郡南大隅町佐多馬籠932番地6 山野一三
肝属郡南大隅町佐多馬籠1016番地口号 山野三十四
肝属郡南大隅町佐多郡81番地4 高橋健一

- 2 加入区
佐多岬加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
おおすみ岬漁業協同組合

鹿児島県告示第162号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月19日から同年3月5日まで宇検村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年2月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡宇検村大字田検354番地 渡立
大島郡宇検村大字宇検544番地の12 前田啓一
大島郡宇検村大字須古488番地 辰島雅之
- 2 加入区
宇検加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
宇検村漁業協同組合

鹿児島県告示第163号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、屋久農業振興地域の区域（昭和60年2月13日鹿児島県告示第255号による変更後の区域）及び上屋久農業振興地域の区域（平成18年3月24日鹿児島県告示第525号による変更後の区域）を屋久島農業振興地域の区域とし、次のとおり変更する。

平成25年2月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

屋久島農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び熊毛支庁農林水産部農政普及課並びに屋久島町尾之間支所農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年2月19日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年2月19日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年2月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ加治木店
始良市加治木町反土1460番 1 外10筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前 開店時刻 午前 9 時
閉店時刻 午後 11 時
 - イ 変更後 24 時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前 8 時 30 分から午後 11 時 15 分まで
 - イ 変更後 24 時間
- 3 変更年月日
平成25年 2 月 17 日
- 4 届出年月日
平成25年 2 月 7 日

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年 2 月 19 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。
平成25年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
オプシアミスミ
鹿児島市宇宿二丁目314番地 外 4 筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年 9 月 5 日
- 3 意見の概要
大規模小売店舗「オプシアミスミ」の届出に係る本市意見は特にありません。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第19号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年 2 月 19 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR J-RUSH 2 HH J	株式会社ジェイビー	2P1339
ぱちんこ遊技機	CR 新清流物語 X L A	株式会社サンスリー	2P1431
ぱちんこ遊技機	CR 新清流物語 Y M B	株式会社サンスリー	2P1438
ぱちんこ遊技機	CR フィーバー機動戦士ガンダム T P	株式会社三共	2P1449
ぱちんこ遊技機	CR 戦国 D A S H 斬撃 X	奥村遊機株式会社	2P1456
ぱちんこ遊技機	CR B・B Z 2	奥村遊機株式会社	3P0018
ぱちんこ遊技機	CR B・B W 2	奥村遊機株式会社	3P0031
回胴式遊技機	キンバリー A-30	株式会社パイオニア	2S0608

回胴式遊技機	ラクラクビスカス-30	株式会社パイオニア	2S1263
回胴式遊技機	スーパーシオA-30	株式会社パイオニア	2S1457
回胴式遊技機	新鬼武者AW	株式会社ロデオ	2S1419
回胴式遊技機	パチスロ戦国嵐KG	株式会社三洋物産	2S1424